

まちづくり環境委員会

令和3年1月15日

まちづくり推進部 資料 27 番

所管 建築調整課

## 令和元年台風 19 号に係る住宅応急修理の実施報告について

令和元年台風 19 号に伴う災害救助法適用により実施した住宅応急修理について、申請等の状況及び国（内閣府）の方針を踏まえ、下記のとおり制度を終了したので実施報告する。

### 1 制度の実施時期

（開始） 令和元年 11 月 23 日

（終了） 令和 2 年 11 月 11 日

### 2 利用状況

利用件数 186 件（修理完了件数）

（内訳）

| り災証明書 判定  | 修理限度額     | 件数    |
|-----------|-----------|-------|
| 全壊        | 595,000 円 | 2 件   |
| 大規模半壊     |           | 12 件  |
| 半壊        |           | 160 件 |
| 一部損壊（準半壊） | 300,000 円 | 12 件  |

### 3 制度終了に係る周知

- ・区ホームページ掲載の他、被害の大きかった田園調布地区等の区設掲示板及び自治会・町会掲示板へのポスター掲示等により、終了に係る広報を行った。
- ・制度の対象者（台風 19 号による被害で「準半壊」以上のり災証明書の発行を受けた方）で応急修理をしていない方に対して、制度利用に係る再々度の案内を送付するなど、個別周知した。

（参考）災害救助法に基づく応急修理制度について

- ・災害により被災した住家の応急修理を希望する者に対して、公費による修理を実施するもの。屋根、外壁、床、給排水設備、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住宅に住み続けることを目的としている。
- ・被害程度が全壊・大規模半壊・半壊の場合は 595,000 円、被害程度が準半壊の場合は 300,000 円を修理限度額としている。